

鳥取県告示第431号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年8月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年7月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成22年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みすず
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
来間 宏子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市彦名町2690-6
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者と一体となって、障害者の自立と社会参加の促進に関する事業を行い、地域で暮らす障害者の健やかな生活とノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。